

(別記様式)

特定間伐等促進計画

京都市

令和3年7月から令和13年3月まで

令和7年5月20日変更

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた京都府の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、40,000ha（年平均4,000ha）の間伐の実施を掲げている。

府の基本方針やの間伐の実施状況（平成25年度から令和2年度までの間伐等実績の平均値が623haであること）並びに地球温暖化対策計画に掲げる森林によるCO₂削減目標達成を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で6,856ha（年平均686ha）の間伐を行うことを、本市の特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

府の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の地域森林計画対象民有林全域を区域として設定する。

区域の範囲は、別添の特定間伐等促進計画実施区域図（1：50,000）のとおり

4 森林経営計画に基づく森林施業、森林施業の集約化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本市の森林所有者の多くが小規模な所有形態となっていることから、森林組合や林業事業体等と協力し、提案型施業等を通して個々の森林所有者をとりまとめ、面的なまとまりのある森林経営計画の作成を推進する。

また、森林経営計画を通じて施業集約化や効率的な路網整備を進め、搬出間伐等の森林施業により持続的な森林経営の確保を図る。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS情報や無人航空機等による上空からの画像データ等を積極的に活用し、森林調査や境界確認を効率化することにより、森林所有者や地域関係者の合意形成を促進し、施業の集約化に繋げる。

5 間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網整備の推進に関すること。

本市は、森林内にある公道、林道、作業道、森林作業道を組み合わせた路網となっている。

路網の骨格となる林道は、適切な維持管理により健全な状態に保全するよう努め、林道と接続する森林作業道は、京都府森林作業道作設指針に基づき、現地の地形や地質に沿った壊れにくい構造とすることとし、作業システムに応じた規格を開設するよう推進する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

資源量、傾斜や集材距離等の条件から、高性能林業機械を活用した低コストで効率的な作業システムを構築し、搬出間伐等の森林整備を通じた持続的な森林経営の確保を図る。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

森林組合や林業事業体等と連携協力し、コンテナ苗を活用した一貫作業システムにより、地拵えや植栽の省力化に努める。植栽に当たっては、適地適木を原則として樹種を選択して配植するとともに、生産目標に応じた植栽本数とすることで、造林の低コスト化を図る。また、植栽密度に応じた下刈り回数の低減を検討していく。

6 間伐材等木材の利用の推進

（１）間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

市内及び府内には、間伐材の受入場所となる原木市場、合板工場やチップ工場などがある。これらの受入場所へ安定的に間伐材を供給していく。また、令和２年度に、府北部で木質バイオマス発電所の運転が開始された。今後、建築資材として使えないような低質な間伐材等の中期的な需要として見込まれることから、山元へ還元できる需給バランスを見据えつつ、市内の森林経営計画の作成等をより一層進め、間伐材を安定的に供給できる体制を構築していく。

（２）地域に流通する木材の需要拡大に関すること。

「公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、公共建築物の木造化・木質化や土木構造物等で市内産木材「みやこ杉木」を率先利用するとともに、民間需要を高めるための取組を併せて進めていく。

7 担い手の育成・確保の推進

（１）間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業労働者の確保・育成のため、（公財）京都府林業労働支援センターや京都府林業大学校、京都府立北桑田高校森林リサーチ科等の関係機関と連携し、路網整備や高性能林業機械の操作などの技術養成研修を通じ、低コスト林業に必要な技術を有する林業者の育成に努める。また、低コスト林業を実施し、持続的な成長を目指す林業事業体を育成するため、高性能林業機械の導入を支援する。

（２）林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

労働環境・雇用管理等の改善及び森林施業の機械化その他事業の合理化を一体的に図る措置についての計画を作成し、知事の承認を受けた認定事業体への登録を推進する。また、林業だけに留まらず、森林資源や森林空間の利活用を通じた経営の多角化を推進する。